

8文科高第709号
令和8年7月29日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄

令和8年熊本地震により被災した学生への配慮等について（通知）

各大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、令和8年熊本地震により被災した学生に対して修学の機会を確保するなどの観点から、下記の事項について十分配慮いただき、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1. 修学困難な学生に対する経済的支援

授業料等の納付が困難となった学生に対しては、「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和8年1月26日付け総合教育政策局長、高等教育局長）を参照いただき、納付時期の猶予、分納、免除及び減額等の弾力的な取扱い、各大学等における経済的支援の活用、相談体制の充実等の配慮をお願いいたします。

また、経済的支援を必要とする学生やその保護者に対し、同通知及び「令和8年熊本地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）」（令和8年7月29日付け日本学生支援機構）も御参照の上、以下の具体的な内容及び利用方法の周知をお願いいたします。

- （1）給付奨学金（家計急変採用）／貸与奨学金（緊急採用・応急採用）の随時受付
- （2）減額返還・返還期限猶予（災害等により奨学金の返還が困難となった方）の申請受付
- （3）JASSO災害支援金（学生や生計維持者の住宅が半壊以上等の被害を受けた者等を対象として10万円を支給（返還不要））の申請受付

(参考1)「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」(令和8年1月26日付け総合教育政策局長、高等教育局長)

mext.go.jp/content/20260127-mxt_gakushi01-000013030_01.pdf

(参考2)「令和8年熊本地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて(通知)」(令和8年7月29日付け日本学生支援機構)
別紙のとおり

2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、独立行政法人日本学生支援機構(1.(3)JASSO災害支援金)や各大学等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、帰国した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

3. 学生に対する単位の授与、就職活動等への配慮

被災した学生の単位の授与、卒業の認定や学位の授与等に当たっては、その方法について弾力的に対応し、当該学生の進学・就職等に不利益が生じないように、配慮をお願いします。また、現在就職活動中の学生に対しても、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、一層の就職支援への配慮をお願いします。

なお、被災による心的ストレスを抱える学生の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省代表番号：03-5253-4111

【JASSOによる支援について】

高等教育局学生支援課法規係 内線：3050

【授業料減免措置等について】

(国立大学)

高等教育局国立大学法人支援課総括係 内線：3339

(公立大学)

高等教育局大学振興課公立大学係 内線：3370

(私立大学)

高等教育局私学部私学助成課助成第一係 内線：2545

(高等専門学校)

高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 内線：3347

【外国人留学生への配慮について】

高等教育局参事官(国際担当)付留学生交流室政策調査係
内線：3360

【卒業の認定及び単位の授与について】

(国公立大学)

高等教育局大学振興課法規係 内線：2 9 1 1

(高等専門学校)

高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 内線：3 3 4 7

【就職支援について】

高等教育局学生支援課就職・キャリア形成支援係

内線：3 3 5 4

【メンタルヘルスについて】

高等教育局学生支援課厚生係 内線：2 5 1 9

学支貸給総第 209 号

令和 8 年 7 月 29 日

大 学 長
短 期 大 学 長
各 高等専門学校長 殿
専 修 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する
給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する者について、給付奨学生【家計急変採用】及び貸与奨学生【緊急採用・応急採用】の推薦を受け付けますので、学生に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【熊本県】10市10町1村	7 月 28 日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

※ 適用地域の追加については、「奨学金業務に関する事務連絡」（スカラ AC で通知）及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

2. 給付奨学金【家計急変採用】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、随時奨学生の推薦を受け付けます。推薦の取扱いは、各「奨学事務の手引」を参照願います。詳細は、学校担当者用ホームページでご確認ください。

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/kinkyu/1210263_3132.html

3. JASSO災害支援金

学生又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は本機構ホームページでご確認ください。<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

【お問い合わせ先】

●家計急変採用、緊急採用・応急採用に関すること
(学校担当者専用)
貸与・給付部 特別採用課 家計急変係
電話番号：03-6743-3819
(平日 8 時 30 分～18 時 15 分)

●JASSO 災害支援金に関すること
政策企画部 広報課
寄附金室 JASSO 災害支援金担当
電話番号：03-6743-3185
(平日 9 時 ～ 17 時 30 分)

※本通知はスカラAC及び学校担当者用ホームページ掲載によりお知らせしております。